

日常生活支援券「あさひスマイルチケット」支給事業について

障がいのあるかた等の日常生活の支援を目的し、市内の登録店舗にて日用品やサービスなどを購入できる日常生活支援券「あさひスマイルチケット」支給事業が始まります。

買物を目的とした障がいのあるかた等の外出のきっかけづくりや、登録店舗側の障がいに対する理解促進を図り、障がいのあるかた等にやさしいまちづくりを進めます。

【支給対象者】

事業実施年度の8月1日時点において、次のすべてに該当するかたです。

- (1) 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、被爆者及びじん肺患者のいずれか
- (2) 本市に住民票があり、現に居住している
- (3) 施設に入所または入院をしていない
- (4) 当該年度の市民税が非課税
- (5) 生活保護法による被保護者でない

【内容】

1人につき10,000円分のチケット（500円チケット20枚）を支給します。

※使用期限は令和2年1月31日まで

【支給方法】

事前の手続きは不要で、令和元年9月6日（金）から、次の方法により支給します。

- (1) 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者のかたには、お住まいの地区を担当する民生委員が訪問してお渡しします。
- (2) 被爆者、じん肺患者のかたには、市職員が訪問してお渡しします。
- (3) 精神障害者福祉手帳所持者のかたには、ご自宅に簡易書留にて郵送します。

担当：健康福祉部福祉課障がい福祉係

電話：0561-76-8142

内線：303